



毎年の11月は

「下請取引適正化推進月間」です！

「下請取引適正化推進講習会を開催しました」

沖縄総合事務局では、

①下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の迅速な調査・指導等

②下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等

に加えて、違反行為の未然防止のための普及啓発活動を通じ、下請取引の適正化を図られるよう努めています。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と位置づけ、普及啓発活動を集中的に行っており、去る令和3年11月11日（木）、「下請取引適正化推進講習会」をオンラインで開催しました。

当日の講習会には、製造業者、運送業者、ITサービス業者等、80名の方に参加いただきました。

下請法及び下請中小企業振興法の解説に加え、下請かけこみ寺、インボイス制度について紹介しました。

下請取引のお悩みや相談等がありましたら、相談窓口までお気軽にお問い合わせください。

【相談窓口】

■内閣府沖縄総合事務局

・総務部 公正取引室

☎098-866-0049

・経済産業部 中小企業課

☎098-866-1755

■公益財団法人

全国中小企業振興機関協会

・下請かけこみ寺

☎0120-418-618

発注書面

トラブルの未然防止に

11月は下請取引適正化推進月間です

公正取引委員会
Asian Fair Trade Commission
https://www.ftc.go.jp/

中小企業庁
https://www.chusho.meti.go.jp/

令和3年度「下請取引適正化推進月間」
キャンペーン標語
トラブルの未然防止に発注書面



今後の競争政策のために

「公正取引委員会

山本委員と有識者との懇談会」

公正取引委員会では、各委員が全国各地の有識者と懇談して、各地域の実情や幅広い意見要望等を把握し、競争政策に活かしています。

去る令和3年12月1日、公正取引委員会の山本委員と沖縄県の経済団体の代表者等の有識者との懇談会をオンライン方式により開催しました。

懇談会では、有識者からの沖縄県の経済実情についての説明だけでなく、公正取引委員会及び総務部公正取引室に対する独占禁止法・下請法等に関する取組やそれらの法令を遵守するための環境づくり、より効果的な広報・広聴活動を行うための提案といった様々な意見・要望等が出されました。

これら有識者からの意見・要望等は、今後の公正取引委員会による独占禁止法・下請法等の運用に活かされることとなります。

お問合せ先
総務部 公正取引室

☎098-866-0049



オンライン方式による有識者との懇談会



公正取引委員会
マスコットキャラクター
「どっくん」